

# 奈良市公報

第110号

令和5年12月18日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
11 30	60	奈良市公報号外第25号に掲載	資産管理課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
11 16	493	奈良市公報号外第25号に掲載	母子保健課
11 16	494	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11 16	495	奈良市公報号外第25号に掲載	保育所・幼稚園課
11 17	496	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11 17	497	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の効力の一部停止	介護福祉課
11 17	498	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
11 17	499	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
11 17	500	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
11 17	501	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者等の廃止	障がい福祉課
11 20	502	放置自転車等の保管	環境政策課
11 20	503	農用地利用集積計画の決定	農政課
11 22	504	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
11 22	505	大和都市計画下水道の変更に係る図書の公衆縦覧	都市計画課
11 24	506	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
11 24	507	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
11 24	508	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
11 24	509	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
11 24	510	道路の位置指定	建築指導課
11 27	511	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11 27	512	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
11 28	513	地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧	土木管理課
11 28	514	開発行為に関する工事の完了	開発指導課

11	29	515	差押調書の公示送達	滞納整理課
11	29	516	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
<b>監 査</b>				
月	日	番号	件名	
11	29	19	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
<b>教 育 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	主 管
11	17	18	定例教育委員会の開催	教育政策課
<b>農 業 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
11	30	15	農業委員会総会の招集	

告 示

**奈良市告示第494号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年11月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
令和5年7月3日 奈良市指令整開 第23A-11号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 令和5年11月16日 第1867号  
公共施設 令和5年11月16日 第939号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市百楽園四丁目2815番6及び2815番11
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号新大阪ブリックビル11F  
セキスイハイム近畿株式会社 代表取締役 八木 健次
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市百楽園四丁目2815番6及び2815番11の各一部

(令和5年11月16日揭示済)

**奈良市告示第496号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年11月17日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
令和5年7月10日 奈良市指令整開 第23A-7号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 令和5年11月17日 第1868号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市西ノ京町104番5、151番7及び151番2の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市西ノ京町151番地  
岩井 鴻頭・岩井 昌子  
奈良市朱雀三丁目2番地の1  
岩井 伸夫  
奈良市右京一丁目3番1  
株式会社リビングイワイ 代表取締役 岩井 麻利子

(令和5年11月17日揭示済)

**奈良市告示第497号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者の指定の効力の一部を停止したので、同法第78条第3号の規定により公示する。

令和5年11月17日

奈良市長 仲川元庸

指定一部効力停止の内容

- (1) 事業者名称 株式会社ライフケア・ビジョン
- (2) 事業所名称 ハッピースタッフ奈良学園前
- (3) 事業所所在地 奈良県奈良市学園朝日町8番8号
- (4) 効力停止の内容及び期間  
指定の効力の一部停止(報酬上限7割)3箇月間  
令和5年12月1日から令和6年2月29日まで
- (5) サービス種類 訪問介護

(令和5年11月17日揭示済)

奈良市告示第498号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年11月17日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104161	社会福祉法人万葉福祉会	630-8202	奈良県奈良市川上町875番地の1	万葉苑デイサービスセンター	630-8202	奈良県奈良市川上町281番地	生活介護	令和11年10月31日
2910104179	株式会社 Resper	630-8013	奈良県奈良市三条大路三丁目2番46-202号	訪問介護ステーション ゆらぎ	630-8014	奈良県奈良市四条大路1-6-7 シティライフ ヨシダ A202	居宅介護、重度訪問介護	令和11年10月31日
2910104187	社会福祉法人ききょう会	630-8451	奈良県奈良市北之庄町116番4	さこい	630-8441	奈良県奈良市神殿町630番地6ききょう神殿ビル1階	短期入所	令和11年10月31日

(令和5年11月17日揭示済)

奈良市告示第499号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和5年11月17日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年9月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101985	株式会社福丸	619-0214	京都府木津	介護相談セン	631-0806	奈良県奈良	同行援護

			川市木津殿 城90番地 6	ター福丸		市朱雀六丁 目1-14コン フォート朱 雀II3-A	
--	--	--	---------------------	------	--	-------------------------------------	--

2 廃止年月日 令和5年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102041	合同会社来夢 グリーン	630-8244	奈良県奈良 市三条町 593-53	来夢 green	630-8233	奈良県奈良 市小川町12 扇ビル	自立訓練 (生活訓 練)

(令和5年11月17日揭示済)

**奈良市告示第500号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和5年11月17日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100400	株式会社 PAL GLAD	530-0028	大阪府大 阪市北区 万歳町3 番39-1209 号	てらすワン	631-0041	奈良県奈 良市学園 大和町一 丁目1- 23	児童発達 支援、放 課後等デ イサービ ス	令和11年 10月31日

(令和5年11月17日揭示済)

**奈良市告示第501号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等を廃止したので、同法第21条の5の25第2号の規定に基づき告示する。

令和5年11月17日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年9月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950100210	一般社団法人 L'abri	630-8325	奈良県奈良市 西木辻町33番 地の3	エデン	630-8325	奈良県奈良市 西木辻町33番 地の3	放課後等デ イサービス

2 廃止年月日 令和5年10月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950100095	一般社団法人 リライア	631-0044	奈良県奈良市 藤ノ木台1-2-6 -211	てらすワン	631-0041	奈良県奈良市 学園大和町一 丁目1-23	児童発達支 援、放課後等 デイサービ ス

(令和5年11月17日揭示済)

**奈良市告示第 502 号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 11 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 11 月 8 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 11 月 20 日揭示済)

**奈良市告示第 503 号**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定により公告する。

令和 5 年 11 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 5 年 11 月 20 日揭示済)

**奈良市告示第 504 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項及び第 7 項の規定により、令和 5 年 11 月 30 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和 5 年 11 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 5 年 11 月 22 日揭示済)

**奈良市告示第 505 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年11月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画) 下水道  
奈良市公共下水道
- 2 縦覧場所  
奈良市法華寺町264-1  
奈良市企業局 下水道事業課

(令和5年11月22日揭示済)

**奈良市告示第506号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月24日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
るりいろケア	奈良県奈良市北永井町344-18 2F	居宅介護支援事業(介護計画作成)	令和5年 8月1日
合同会社Honeycomb	奈良県奈良市学園赤松町2445-7-101 ノバカネイチ学園前二番館		
ケアプランセンター ゆとり	奈良県奈良市佐保台西町205 光ハイ ツ104	居宅介護支援事業(介護計画作成)	令和5年 8月1日
合同会社導	奈良県奈良市佐保台西町205 光ハイ ツ104		

(令和5年11月24日揭示済)

**奈良市告示第507号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月24日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
介護クランク奈良	奈良県奈良市大森町148番	居宅 訪問介護 訪問型サービス(独自)	令和5年 9月1日
株式会社シーユーシ ー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号		
看護クランク奈良	奈良県奈良市大森町148番	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和5年 9月1日
株式会社シーユーシ ー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号		
たんぼぼ生活支援セ ンター	奈良県奈良市六条西三丁目25番4号	居宅 訪問介護	令和5年 9月1日
社会福祉法人わたぼ うしの会	奈良県奈良市六条西三丁目25番4号		

つるのおんがえし	奈良県奈良市西大寺新町一丁目7番10号	居宅 訪問介護 訪問型サービス(独自)	令和5年 9月1日
合同会社千羽鶴	奈良県奈良市西大寺新町一丁目7番10号		
訪問看護ステーション福優	奈良県奈良市芝辻町二丁目5-3 タウニイマサキ105号室	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和5年 9月1日
株式会社福優	京都府木津川市木津殿城90番地6		
訪問介護ステーションゆらぎ	奈良県奈良市四条大路一丁目6-7 シティライフヨシダA202	居宅 訪問介護	令和5年 9月1日
株式会社 Resper	奈良県奈良市三条大路三丁目2番46-202号		

(令和5年11月24日掲示済)

**奈良市告示第508号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月24日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
リハプライドまほろば	奈良県奈良市杉ヶ町51-7 杉ヶ町北ビル1階	地域密着型通所介護 通所型サービス(独自)	令和5年 10月1日
有限会社オオニシ	奈良県天理市布留町103番地1		
訪問看護ステーションなつめ奈良	奈良県奈良市西木辻町150-2 エスポワール奈良八嘉304	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和5年 10月1日
株式会社 ak	奈良県橿原市北妙法寺町562番地ポポロ202号室		

(令和5年11月24日掲示済)

**奈良市告示第509号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年11月24日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
るりいろいろケア	奈良県奈良市北永井町344-18 2F	居宅 訪問介護	令和5年

合同会社 Honeycomb	奈良県奈良市学園赤松町 2445-7-101 ノバカネイチ学園前二番館		11月1日
愛怜半日デイサービス	奈良県奈良市北永井町 384 番地の 1	地域密着型通所介護 通所型サービス (独自)	令和5年 11月1日
有限会社きそう第一	奈良県奈良市北永井町 384 番地の 1		
デイサービスふう・花	奈良県奈良市押上町 8-1	地域密着型通所介護 通所型サービス (独自)	令和5年 11月1日
特定非営利活動法人 みんなの夢	奈良県奈良市三条大路一丁目 1 番 93 号株式会社マスオ総合事務管理セン ター内		

(令和5年11月24日掲示済)

### 奈良市告示第510号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

令和5年11月24日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市押熊町 180 番地の一部
申請者氏名	株式会社 ソニック 代表取締役 小林 訓子
道路の位置	奈良市押熊町 638 番 3 の一部
道路の幅員	最大 6.00m 最小 6.00m
道路の延長	18.29m
指定年月日	令和5年11月24日
指定番号	第 R0508 号

(令和5年11月24日掲示済)

### 奈良市告示第511号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年11月27日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
令和4年10月21日 奈良市指令整開 第22A-19号  
令和5年11月8日 奈良市指令整開 第22A-19-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 令和5年11月27日 第1869号  
公共施設 令和5年11月27日 第940号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市学園大和町五丁目724番4及び724番40
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市南紀寺町五丁目53番1  
医療法人清和会 理事長 国分 清和
- 公共施設の種類、位置及び区域
  - 道路  
奈良市学園大和町五丁目724番4の一部
  - 防火水槽  
奈良市学園大和町五丁目724番4の一部

(令和5年11月27日揭示済)

**奈良市告示第512号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により矢田原町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月27日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	大東 巖 奈良市矢田原町1273番地	中川 久雄 奈良市矢田原町1736番地

2 変更の年月日

令和5年3月19日

(令和5年11月27日揭示済)

**奈良市告示第513号**

国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年11月28日

奈良市長 仲川元庸

1 閲覧対象地域

奈良市鶴舞西町の一部、学園新田町、南登美ヶ丘

2 閲覧期間

令和5年12月1日から同年12月21日まで

※閲覧開催日は12月4日及び奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。ただし、12月2日及び12月3日は開催する。

3 閲覧時間

9時30分から12時まで及び13時から16時30分まで

4 閲覧場所

①令和5年12月1日から同月8日まで

奈良市学園南三丁目1番5号 奈良市西部会館5階 第2講座室

②令和5年12月11日から同月21日まで

奈良市二条大路南一丁目1番1号 市役所中央棟4階 401会議室

5 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。

(令和5年11月28日揭示済)

**奈良市告示第514号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年11月28日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年5月10日 奈良市指令整開 第22A-43号

令和5年11月2日 奈良市指令整開 第22A-43-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年11月28日 第1870号

- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番141
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市左京三丁目16番地の19  
寺澤 龍男

(令和5年11月28日揭示済)

### 奈良市告示第515号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年11月29日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和5年11月29日揭示済)

### 奈良市告示第516号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和5年11月29日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 廃止年月日 令和5年11月5日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970104994	居宅介護支援	株式会社ウェルハート	奈良市三松三丁目4-6	ウェルハートケアプランセンター	奈良市三松三丁目4-6

(令和5年11月29日揭示済)

**監**

**査**

### 奈良市監査委員告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年11月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 宮 池 明  
同 内 藤 智 司

奈良町にぎわい課

監査結果公表日 令和3年7月1日(奈良市監査委員告示第11号)

措置結果通知日 令和5年11月6日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>奈良市ならまち振興館事業用地及び奈良市京終駅観光案内所の貸付については、それぞれ平成27年2月及び平成31年4月に10年間の貸付期間を設けて契約されている。このため、令和2年度の貸付収入の債権額は、年度当初である令和2年4月1日に確定していた。ところが、この債権に関する調定手続が令和3年3月31日に行われており、また、納入通知書の発行日が令和3年4月1日となっていた。</p> <p>調定手続がいつまでも行われないうままであると、市の会計上、債権額を認識できない状態が長く続くことになり不相当である。また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第2号の規定によれば、歳入の会計年度は納入通知書を発した日の属する年度に区分される。このため、令和2年度に属すべき歳入の納入通知書を令和3年4月1日に発行したのは明らかに誤りである。</p> <p>所管課は、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第11条に基づき、納入すべき金額等を確認したときに調定手続を行うとともに、本来の会計年度に属する適正な日付で納入通知書を発行されたい。</p> <p>また、奈良市奈良町南観光案内所運営委託事業及びにぎわい創出施設の運営事業に関する契約において、南観光案内所B棟で得た収益にかかる納付金について規定されているが、当該納付金についても前述と同様の取扱いがなされていた。併せて適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>奈良市ならまち振興館事業用地及び奈良市京終駅観光案内所の貸付について、令和3年度から、4月1日付けで調定手続を行うとともに、納入通知書を当該年度に属する適正な日付で発行するよう改めました。</p> <p>また、奈良町南観光案内所B棟で得た収益に係る納付金についても同様の扱いとし、適正な事務処理の徹底を図りました。</p>

収集課

監査結果公表日 令和5年6月30日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和5年11月20日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>令和3年度の定期監査で指摘した臨時職員が退職する際における賃金の一部返納に係る債権について、その後の状況を確認したところ、債権管理台帳の整備は進められていたが、催告書発送履歴の記載漏れがあるなど不十分な点が認められた。加えて、令和4年度には催告書の発送等の納付交渉がされていなかった。</p> <p>催告書の送付等の債務者との納付交渉を適切に行った上で、経過を台帳に逐次記録し、債権回収に努められたい。</p>	<p>令和5年7月及び8月に当該債権について催告を行い、債権管理台帳に記載が漏れていた過去の催告書の発送履歴とともに台帳に記載し、適正な債権管理を行うよう改めました。</p>

(令和5年11月29日掲示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第18号**

令和5年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和5年11月17日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

1 日時

令和5年11月22日(水) 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告(1) 令和5年度12月補正予算要求額について

教育長報告(2) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(奈良市黒髪山キャンプフィールド)

教育長報告(3) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(奈良市青少年野外活動センター)

教育長報告(4) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について(奈良市立公民館24施設)

議事

議案第28号 令和6年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

議案第29号 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について

議案第30号 西大寺北幼稚園の土地、建物、工作物及び旧辰市幼稚園ほか4園の工作物の用途廃止について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和5年11月17日揭示済)

## 農 業 委 員 会

### 奈良市農業委員会告示第15号

奈良市農業委員会令和5年12月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和5年11月30日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和5年12月7日(木) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(4) 改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について

(5) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について

(6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

(7) 許可申請・届出の取下げについて

(8) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(9) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

(10) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について

(11) 知事許可について

(令和5年11月30日揭示済)